

後退用地工作物撤去補助金申請について

七ヶ浜町狭あい道路整備要綱に基づき、後退用地内に工作物がある場合撤去費用の補助金制度があります。撤去費用については町で査定をし、上限 50 万円まで補助しております。詳細は下記のとおりです。

◎ 後退線内（寄付を受ける部分）の工作物撤去費用について

補助対象物件等	補助対象経費及び補助率	限度額
・擁壁 ・家屋 ・柵（フェンス等） ・その他これらに類すると認められるもの	・塀 ・垣根 《撤去工事に必要な経費》 1 件につき 20 万まで全額補助、20 万を超える場合は 20 万+20 万を超した分の 1/2。 例えば査定額 30 万の場合 $200,000+100,000/2=250,000$ 円	50 万円まで

※補助金額は宮城県土木工事標準積算基準等により町にて算出致します

【提出書類】

1. 補助金交付申請申請書（様式第 1 号） 解体・撤去工事の 14 日前まで
2. 工事請負者との見積書又は契約書
3. 補助金実績報告書（様式第 2 号） 工事完了後

【注意事項】

1. 工作物撤去後に、補助金交付申請書は受理できません。

補助金交付申請書提出後、工作物の現地確認及び査定を町の方で行ないますので、工作物撤去後では、査定等できませんので補助金交付対象外となります。

2. 現地確定杭の紛失にご注意ください。

最近、確定杭を紛失される方が増え、境界点がわからない等トラブルの原因になっております。撤去工事等で無くなる恐れがある時は、元の位置に戻せるように必ず控えをとるなど、工事業者の方にも指示下さい。ご協力お願い致します。
なお、確定杭を紛失された際は、後退用地寄付同意書のとおり原因者負担において復旧していただきます。

3. 工作物撤去完了とは、確定杭がある事を前提に完了とみなします。